

議案第 5 4 号

日出町議会議員及び日出町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の制定について

日出町議会議員及び日出町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のように定める。

令和 3 年 8 月 3 1 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町議会議員及び日出町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 1 4 1 条第 8 項、第 1 4 2 条第 1 1 項及び第 1 4 3 条第 1 5 項の規定に基づき、日出町議会議員及び日出町長の選挙における法第 1 4 1 条第 1 項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第 1 4 2 条第 1 項第 7 号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）及び法第 1 4 3 条第 1 項第 5 号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第 2 条 日出町議会議員及び日出町長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、法第 1 4 1 条第 8 項の規定に基づき、次項に定める金額の範囲

内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により町に帰属することとならない場合に限る。

- 2 前項に規定する金額は、6万4,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、同条第5項の規定による告示の日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額とする。

（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出）

第3条 前条第1項の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2項第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、日出町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用自動車の使用の公費負担の方法及び金額）

第4条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち公費負担する金額を、第2条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

- 2 前項の公費負担する金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下この条において「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同

一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が6万4,500円を超える場合には、6万4,500円)の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下この号において「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万5,800円を超える場合には、1万5,800円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から一般運送契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)の合計金額

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転

業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が1万2,500円を超える場合には、1万2,500円）の合計金額

（選挙運動用自動車の使用の契約の指定）

第5条 前条第2項の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同項第1号に定める契約と同項第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれかの号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同項の規定を適用する。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第6条 候補者は、法第142条第11項の規定に基づき、第8条第2項に規定する金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条第1項ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担の手続及び金額）

第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち公費負担する金額を、第6条後段において準用する第2条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

2 前項の公費負担する金額は、前条の契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、7円51銭を超える場合には、7円51銭）に、当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に規定するビラの枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員

会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額 (その金額に 1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。) とする。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第 9 条 候補者は、法第 1 4 3 条第 1 5 項の規定に基づき、第 1 1 条第 2 項に規定する金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第 2 条第 1 項ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第 1 0 条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担の手續及び金額)

第 1 1 条 町は、候補者 (前条の規定による届出をした者に限る。) が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち公費負担する金額を、第 9 条後段において準用する第 2 条第 1 項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

2 前項の公費負担する金額は、前条の契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価 (当該作成単価が、5 2 5 円 6 銭にポスター掲示場 (法第 1 4 4 条の 2 第 8 項に規定するポスターの掲示場をいう。以下同じ。) の数を乗じて得た金額に 7 万 7, 6 2 5 円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額 (その金額に 1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。) を超える場合には、当該除して得た金額) に当該選挙運動用ポスターの作成枚数 (当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額とする。

(委任)

第 1 2 条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、適用しない。

理 由

日出町議会議員及び日出町長の選挙における立候補環境の改善を図るため、公職選挙法に基づき条例を定めたいので提出する。